

瑞穂市空家等対策計画(案)のパブリックコメント実施結果について

資料3

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間: 平成31年1月4日(金)から平成31年2月4日(月)

(2) 提出状況: 直接提出1通

2. 意見および市の考え方

提出者No.	意見No.	意見	市の考え方
1	1	27年度に実施した「瑞穂市空家状況調査」もう少し、具体的に説明してほしい。 年度の何時、調査は何人で、水道の開栓状況等を元に調査したとは具体的に何を示しているのか、あきらかにしてほしい。(開栓状況から、調査したなら、水道の栓は、空家の敷地内にあるので、無断・違法侵入して調べたのか)	平成27年度に実施した空家状況調査は、水道の開栓状況等について、市の上水道課が所有する引込状況データから「休廃止」の家屋を机上で確認し、平成27年10月～28年2月にかけて、公道上より外観目視にて調査を実施しました。
	2	所有者への意向調査の「調査票」(原本)を開示してほしい。	別紙により調査を実施しています。
	3	空家等の管理データベースについて 1)誰が、データを入力するのか、またはしたのか。 2)誰が、このデータにアクセス出来るのか。	データベースはデータ利用が認められた市職員及び本業務の受注業者により作成しています。 庁内の関連部署の職員がデータにアクセスし、情報共有を図ることとし、運用については検討中です。
	3)	アクセスできる職員の守秘義務は、どうなっているのか。	個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護条例等の法令等に従い、適正に管理を行っていきます。
	4	瑞穂市空家対策連絡会議(市役所内)について 1)メンバーの選出方法の詳細 2)メンバーの個人情報に関する守秘義務を課すこと。違反者は懲戒すること。	瑞穂市空家等対策連絡会議は、市役所内の空家等対策を進めるうえで連携を図るべき部署の職員より選任をしており 個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護条例等の法令等に従い、適正に管理を行っていきます。
	5	瑞穂市空家対策協議会について 1)メンバーの選出方法の詳細	瑞穂市空家等対策協議会の委員は、空家等対策の推進に関する特別措置法に位置付けられる不動産、法務、建築等の専門家及び地域住民、関係行政機関の職員より選任をしております。
	2)	メンバーの個人情報に関する守秘義務を課すこと。違反者は懲戒すること。	瑞穂市空家等対策協議会での個人情報等の取り扱いについては、法令等に従い、適正に管理を行っていきます。

住宅等の居住実態に関する調査票

【問1】「住宅等の居住実態に関する調査へのご協力をお願い」に記載の所在地の建物についてお伺いします。この建物はあなた又は関係者の方が所有される建物ですか。

- ①自分または関係者のものである。 → 問2へ
- ②自分または関係者には心当たりはない。
- ③売却、譲渡または解体済みである。又は予定している。 → この設問で終了です。

【問2】この建物の種類は何ですか。(1つ選択)

- ①住宅
- ②集合住宅
- ③店舗・事務所
- ④工場・作業所
- ⑤倉庫・車庫等
- ⑥その他 ()

【問3】この建物の現在の利用実態はどのようになっていますか。(1つ選択)

- ①住居として利用している。
- ②物置・倉庫等・店舗等として利用している。
- ③仕事場、作業場として利用している。
- ④正月やお盆など、時々利用している。
- ⑤利用していない。(空き家・空き店舗状態である)
- ⑥その他 ()

【問4】この建物を利用しなくなった時期は、いつ頃からですか。(1つ選択)

- ①平成6年以前
- ②平成7年～平成16年
- ③平成17年～平成21年
- ④平成22年～平成25年
- ⑤平成26年以降

【問5】この建物を利用しなくなった理由のうち、もっとも大きな理由は何ですか。(1つ選択)

- ①手狭になった等の理由で住み替えた。
- ②建物が老朽化したため住み替えた。
- ③転勤等、遠方に転居することになった。
- ④親や子の世帯と一緒に住むことになった。
- ⑤住んでいた人の入院、施設入所等により空き家となった。
- ⑥住んでいた人が死亡したため空き家となった。
- ⑦店舗・作業所等として利用していたが、仕事を辞めたため、空き家となった。
- ⑧その他 ()

注) 問6～問12の「建物」または「空家」の「維持管理」や「今後の活用」には、庭の植栽や石垣等、敷地の定着物を含むものとします。

【問6】この建物の維持管理は、どなたが主に行っていますか。(1つ選択)

- ① 自分で管理している。
- ② 知人、親戚等に管理をお願いしている。
- ③ 不動産業者等に費用を払って維持管理を行っている。
- ④ その他 ()

【問7】この建物の維持管理は、どのくらいの頻度で行っていますか。(1つ選択)

- ① 週1回以上
- ② 月1～2回程度
- ③ 数か月～半年に1回程度
- ④ 1年に1回程度
- ⑤ ほとんどしていない
- ⑥ 1度もしたことがない

【問8】この建物の維持管理について、どのようなことを行っていますか。(複数選択可)

- ① 庭の手入れ、草刈り
- ② 家屋内の清掃
- ③ 空気の入替え
- ④ 破損個所の補修・修繕
- ⑤ 何もしていない
- ⑥ その他 ()

【問9】この建物の維持管理を行う上で、困っていることは何ですか。(複数選択可)

- ① 管理の手間が大変
- ② 管理の費用が高い
- ③ 身体的・年齢的に大変
- ④ 現住所から建物までの距離が遠い
- ⑤ 管理者を探すのが難しい
- ⑥ 特にない
- ⑦ その他 ()

【問10】この建物の今後について、どのようにお考えですか。(1つ選択)

- ① 数年以内に自分または家族等が住む(新築、改築を含む)。
- ② セカンドハウス等として、時々滞在するために維持する。
- ③ 賃貸したい。
- ④ 売却したい。
- ⑤ 土地含め寄付したい。
- ⑥ 建物を解体して、駐車場や資材置き場などとして活用したい。
- ⑦ 特に利用の予定はなく、現状のまま維持したい。
- ⑧ その他 ()

【問 11】 この建物の今後の活用について、困っていることはありますか。（複数選択可）

- ① 解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない。
- ② 解体して更地になることで、固定資産税が上がるため解体できない。
- ③ 賃貸・売却したいが、相手が見つからない。
- ④ 愛着があるため、他人に貸したり売ったりしたくない。
- ⑤ 相続問題等で、権利者間で意見が一致していない。
- ⑥ 今後どうすればよいかわからないので困っている。
- ⑦ どこに相談すればよいかわからない。
- ⑧ 困っていることは特にない。
- ⑨ その他（ ）

【問 12】 空き家の活用や管理について、市への要望はありますか。（上位3つ選択）

- ① 空き家の解体・除却に対する補助がほしい。
- ② 空き家の修繕や改修に関する補助がほしい。
- ③ 空き家の有効活用に関する情報がほしい。
- ④ 空き家を賃貸・売却する仲介先（不動産業者等）の情報がほしい。
- ⑤ 空き家を管理する業者等の情報がほしい。
- ⑥ 特にない。
- ⑦ その他（ ）

【問 13】 今後、瑞穂市で空き家バンク（下記参照）ができた際には、登録される意向はありますか。（1つ選択）

- ① 登録したい
- ② 登録したくない

空き家バンクとは、空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、インターネット等を利用して空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

◆最後に、ご回答いただいた方について、伺います。

【問 14】 ご回答いただいた方は、この調査票の宛先の方ご本人ですか。（1つ選択）

- ①本人 ②親 ③子 ④孫 ⑤兄弟姉妹
- ⑥甥・姪 ⑦その他（ ）

注）ご本人の意向を確認しながら調査票の記入をお手伝いいただいた場合は、①本人 として
ください。

【問 15】 ご回答いただいた方の年齢を以下からお選びください。(1つ選択)

- ①29歳以下 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代
⑥70代 ⑦80代以上

【問 16】 今後、空き家対策や取扱いに関して、市から情報提供や意向を伺いたい場合の連絡先をご記入ください。(可能な限りで結構です)

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

【問 17】 空き家について、感じていること、思っていることがありましたらご記入ください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力いただきありがとうございました。